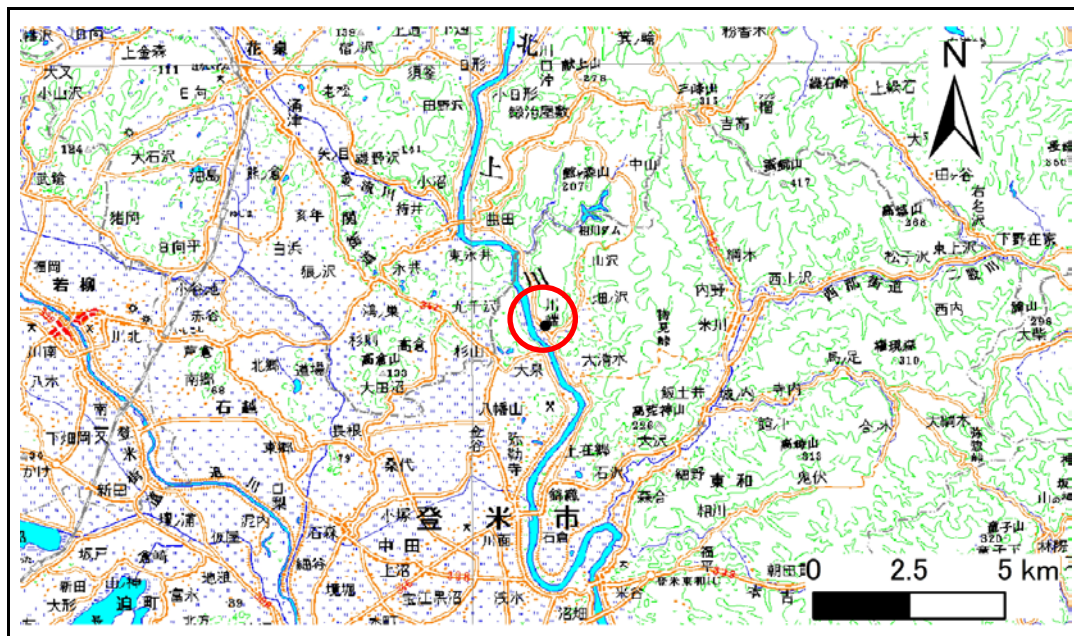


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1705(1321001705)
箇所名	川端の1
所在地	登米市東和町錦織字川端
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30東複、第19号)

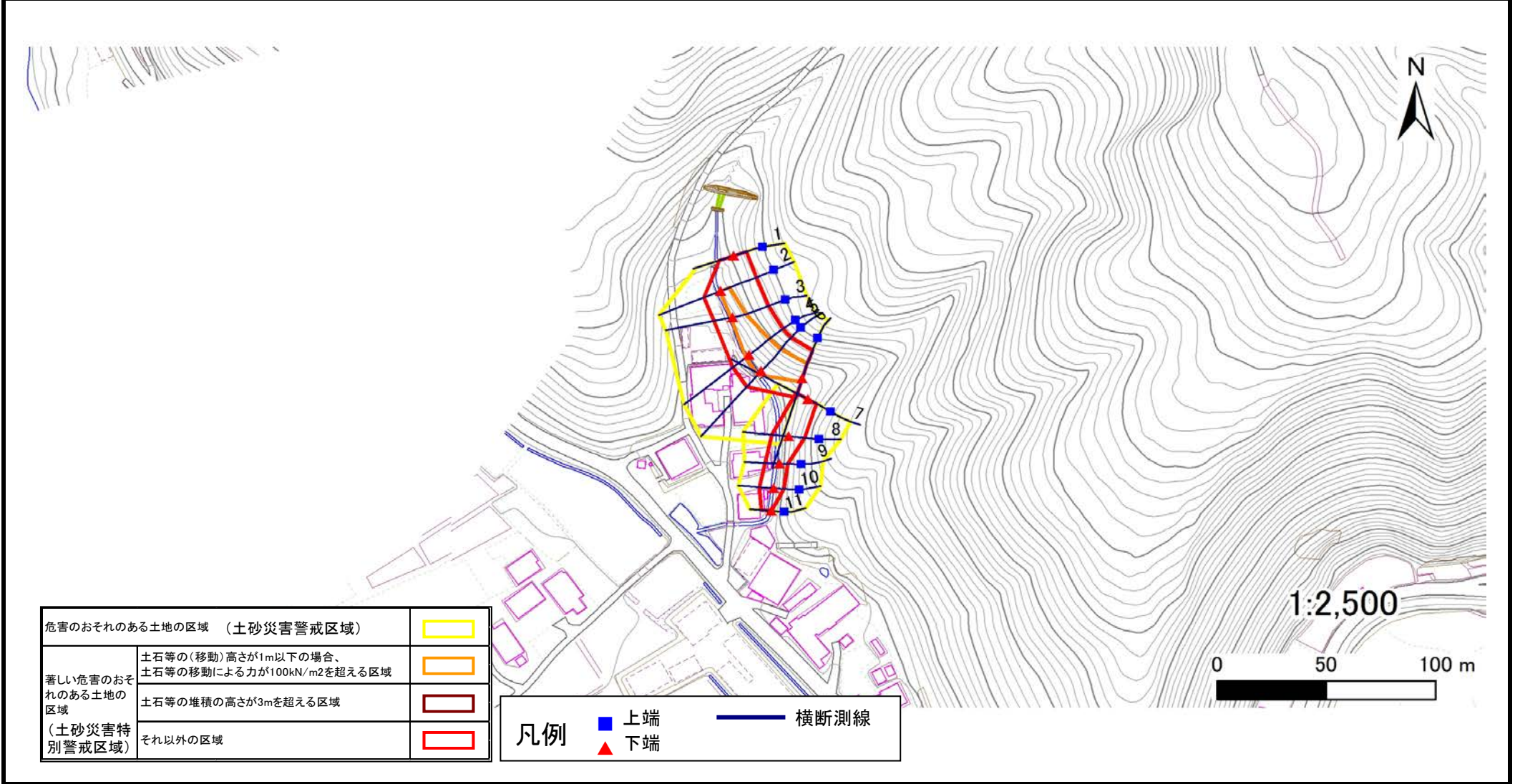
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成29年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-1705(1321001705)	箇所名	川端の1	所在地	登米市東和町錦織字川端
---------	------	----------------------	-----	------	-----	-------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	
それ以外の区域	

凡例	上端	横断測線
	下端	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第82号
告示年月日	平成31年1月29日

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1705(1321001705)	箇所名	川端の1	所在地	登米市東和町錦織字川端
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	-------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の haute が3mを超える区域		それ以外の区域			100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の haute が3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)		力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大き さのうち最 大のもの (Kn/m ²)	土石等 の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	100.0	1.0	-	-	10.5	2.1	~								
2 ~ 3	113.1	1.0	100.0	1.0	-	-	10.8	2.2	~								
3 ~ 4	131.3	1.0	100.0	1.0	-	-	11.5	2.3	~								
4 ~ 5	137.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.7	2.7	~								
5 ~ 6	137.7	1.0	100.0	1.0	-	-	13.7	2.7	~								
7 ~ 8	-	-	99.8	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
8 ~ 9	-	-	99.8	1.0	-	-	11.0	2.2	~								
9 ~ 10	-	-	85.0	1.0	-	-	8.9	1.8	~								
10 ~ 11	-	-	85.0	1.0	-	-	9.1	1.8	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								